

旧優生保護法一時金支給の状況について

旧優生保護法一時金支給認定審査会が令和4年8月26日に開催され、本県で1名の認定がありました。

旧優生保護法一時金支給法の施行日（平成31年4月24日）以降、令和4年8月26日までの相談、支給認定等の状況は、下記のとおりです。

少子化対策課内には引き続き、「旧優生保護法一時金受付・相談窓口（専用電話 TEL 029-301-3270）」を設置しておりますので、周知方、ご協力賜りますようお願いいたします。

記

1 相談数	71件	（前回報告（令和3年2月9日）69件から2件増） ※一般的な制度に関するものを含む
2 請求書受付数	44名	（前回報告（令和3年2月9日）43名から1名増） ※1件は取り下げ
3 国への進達数	43名	（前回報告（令和3年2月9日）42名から1名増）
4 支給認定数	37名	（前回報告（令和3年2月9日）36名から1名増）

（内訳）

○年度別

R1年度	24名
R2年度	12名
R3年度	0名
R4年度	1名（今回認定：1名）

○性別・年代別

女性：50代	1名、60代	15名、70代	10名、80代	5名（計31名）
男性：60代	3名、70代	3名（計6名）		

※ 全国の7/31までの相談件数・請求受付数・支給認定件数は、厚生労働省HPに掲載あり。

[旧優生保護法による優生手術等を受けた方へ \(mhlw.go.jp\)](http://mhlw.go.jp)

【問合せ先】

茨城県福祉部子ども政策局少子化対策課 高沢

電話 029-301-3257

FAX 029-301-3264